

独立行政法人空港周辺整備機構の見直し

令和7年8月29日

国土交通省

第1 基本的な考え方

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）」（以下「騒防法」という。）に基づき、福岡空港周辺地域における航空機騒音による障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善を図ることを使命に、空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施している。

上記事業の実施にあたっては、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきたところ。このように、地元住民等に寄り添いながら、丁寧な対応を長年にわたり実施してきたことから、機構は、上記事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、地元自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。

一方、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において、機構の講ずべき措置として、「福岡空港につき民間委託等を行うこととなった際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方法で検討する」とされ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月26日法律第67号）」において、国は空港運営の民間委託を進めるとともに、環境対策事業についても民間の運営権者へ移管することとされたところである。また、「独立行政法人改革等に関する基本方針（平成25年12月24日閣議決定）」において、「機構は、福岡空港の民間委託の際には、周辺地域の理解を得る観点からも、必要な経過措置等を含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保するとともに、機構の業務が全て終了した段階で機構は廃止する」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、機構は、民間の運営権者へ移管するまでは引き続き環境対

策事業を実施するとともに、民間運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者は機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上派遣させなければならないと、「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日 国土交通省航空局。以下「実施方針」という。）」において決定している。

なお、平成31年4月から空港運営の民間委託（環境対策事業を除く）が開始されるとともに、機構は運営権者から研修員1名の派遣を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。

また、機構の存続期間が限られており、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組が極めて重要である。

機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 環境対策事業

（1）再開発整備事業

空港周辺地域のまちづくりの観点から、引き続き、保有資産の適切な維持管理及び資産価値の維持を図る等、これまでの取組を適切に実施していくとともに、デジタル化についても留意しながら業務に取り組む。

【上記措置を講ずる理由】

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

また、地元の住民団体である福岡空港地域対策協議会から国に対する「福岡空港の民営化、滑走路増設に伴う周辺地域の環境対策及び街づくりについての要望（平成28年1月6日）」において、地元との信頼関係を構築している空港周辺整備機構は存続させるよう要望されたほか、福岡県及び福岡市から国に対する「福岡空港の民間委託について（平成26年11月26日 福岡県、福岡市）」において、民間の運営権者へ事業統合される場合には、当分の間、経過措置として同機構を維持し事業継続するよう意見表明されるなど、これまで機構が取り組んできた活動が地元自治体等から高い評価を得ている。

引き続き、地域活性化に資するため、賃借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理及び資産価値の維持等を図っていく必要がある。

なお、施設の保全、修繕記録のデータベース化等、環境対策事業の承継後も効率的な業務が行えるよう、デジタル化やカーボンニュートラルの観点についても意識しながら対応を進めることが求められる。

また、機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組む必要がある。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

（2）住宅騒音防止対策事業

騒防法に基づく国からの補助事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、引き続き、関係自治体の広報誌等への事業案内の掲載や地域住民へのパンフレット等の配布による情報提供を行うことにより、円滑な事業執行に努めるとともに、事務処理の効率化等を図ることとしており、これまでの取組を適切に実施していくとともに増設滑走路に伴う需要を踏まえた情報発信及び事務処理の効率化に向けた取り組みの強化を図る。

【上記措置を講ずる理由】

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音の緩和と生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

本事業において、各年度の申請・相談等に対して適切に対応し、かつ広報活動により同事業に対する周辺住民の理解が深まることにより申請書類の提出期限等が浸透した結果、令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 年間で、空調機更新工事 335 件を実施し、交付申請に対する実施率 100%を実現することができた。

第 5 期中期目標期間を通じ、全ての更新工事申請に対して補助を完了するとともに、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより、空港周辺住民の生活環境改善を図ることができた。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく必要がある。

なお、広報活動とともに、申請手続きのサポートを行う等、住民のニーズに応じた的確な情報提供の充実及び対話を重視したサービス体制の構築についても検討を行い、滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や更なる事務処理の効率化について、重点的に取り組むことが求められる。

また、機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組む必要がある。

（3）移転補償事業

騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、引き続き、移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談及び申請者に対し、きめ細かい丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めるとともに、事務処理の効率化等を図ることとしており、これまでの取組を適切に実施していくとともに増設滑走路に伴う需要を踏まえた情報発信及び事務

処理の効率化に向けた取り組みの強化を図る。

【上記措置を講ずる理由】

移転補償事業は、航空機騒音の緩和と生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

本事業は、各年度上半期において集中的に土地測量、建物調査、土壤汚染状況調査及び不動産鑑定評価を実施し、その調査結果に基づき、申請者と相談しながら契約予定月を定め契約交渉を進めるなど、円滑かつ効率的に事業を実施するとともに、申請者ごとの移転スケジュール表により申請者と進捗状況を確認しながら移転を進め、申請のあった物件については全ての移転を完了した。年度計画に予定された事業の実施率（面積）は、令和5年度から令和6年度までの2年間の平均で100%を達成している。

第5期中期目標期間を通じ、全ての申請物件に対する移転を完了するとともに、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより、空港周辺住民の生活環境改善を図っている。

また、令和6年度においては、登記簿データの情報のデータベース化（システム化）を行ったことにより、移転補償の問合せや相談への対応において、データベースを活用することで、迅速な相談地の特定や確認が可能となり、大幅な効率化を図った。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、更なるデータの活用も含めて事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく必要がある。

なお、滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や更なる事務処理の効率化について重点的に取り組むことが求められる。

また、機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組む必要がある。

（４）緑地造成事業

騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、引き続き、航空機騒音の緩衝帯である緑地整備について、地域住民の意見を把握しながら、これまでの取組を適切に実施していく。

【上記措置を講ずる理由】

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音の緩和と生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

本事業は、各年度において、緩衝緑地帯整備の測量設計・工事及び予算を適切に執行するとともに、測量設計及び工事施工前に、地元自治会及び国との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努め、地元関係住民の意見等を整備内容に反映させる取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施した結果、計画整備予定面積の造成・植栽を 100%実施するとともに、空港周辺住民の生活環境改善を図ることができた。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく必要がある。

また、機構廃止後も、これまでの取組が国・県・市・運営権者・地元関係者間で共有できる仕組みづくりやノウハウの承継も念頭において、業務に取り組む必要がある。

2. 空港と周辺地域の共生と連携の強化

（１）国及び関係自治体との連携

機構が担う空港周辺の環境対策事業を円滑かつ効果的に実施する観点から、引き続き、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制確保に努める。

【上記措置を講ずる理由】

環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう機構が主催する会議「連絡協議会（機構への出資者である国・県・市及び関係自治体で構成）」を毎年度２回開催し、最新の事業実績及び事業実施状況等の説明を行うとともに、機構を取り巻

く情勢についての意見交換を行う等、機構に対する関係機関の理解を深めるよう努めるとともに、意思疎通と連携の強化を図っている。

また、連絡協議会以外の関係自治体及び地元住民団体等が主催する会議（福岡空港住宅騒音防止対策事業担当学会議、地域対策協議会総代会、福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会、福岡空港公害対策協議会との事務協議、福岡空港利活用推進協議会、上臼井・下臼井特別委員会）にも積極的に参加し、空港周辺環境対策を巡る政策動向の把握及び地域の方々とのコミュニケーションにも努めている。

今後も、国及び関係自治体との意思疎通及び連携の強化、地域の方々とのコミュニケーションを密に図っていく必要がある。

（２）広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保及び空港周辺住民の理解増進を図る観点から、引き続き、広報の充実に努めることとしており、これまでの取組を適切に実施していくとともに増設滑走路に伴う需要を踏まえた情報発信及び事務処理の効率化に向けた取り組みの強化を図る。

【上記措置を講ずる理由】

ホームページを活用し、独立行政法人通則法に基づく情報（中期計画、年度計画、業務実績評価結果、各年度の財務諸表等）、各事業情報（再開発整備事業賃借人募集、住宅防音工事補助における申込締切日と工事スケジュールのお知らせ、移転補償事業の手続き内容等）及び公共工事に係る発注情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保している。

また、関係自治体窓口での事業概要パンフレットの配布を依頼するとともに、住宅防音工事補助事業及び移転補償事業については、各事業案内を関係自治体の広報誌へ毎年掲載し、多くの空港周辺住民の方（福岡市広報誌（東区及び博多区）の配布数 約 34 万世帯、大野城市広報誌の配布数 約 4 万世帯）へ情報提供を行った結果、各事業を円滑かつ着実に実施している。

なお、令和 6 年度において、移転補償事業におけるポスティングの実施につい

ては、土地・家屋実態調査データを活用することによって、集中的かつ短期間で移転補償制度の周知を行い、またコロナ禍後初めて出前講座を実施し、空港周辺地域の児童や教育現場の先生方に福岡空港の重要性や環境対策事業について、理解を深めてもらうことができた。

引き続き、各事業に関わる事務・事業の運営状況等について、広報の充実を通じ、透明性の確保及び空港周辺住民の理解増進に努めていく必要がある。

なお、これまでの広報活動に加え、申請手続きのサポートを行う等、住民のニーズに応じた的確な情報提供の充実及び対話を重視したサービス体制の構築についても検討を行い、滑走路増設に伴う需要を踏まえ、廃止までの限られた期間にできる限り多くの申請に対応するため、効果的な情報発信や更なる事務処理の効率化について、重点的に取り組むことが求められる。

第3 組織の見直し

(1) 組織形態の見直し

福岡空港周辺地域における航空機騒音による障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善を図るため、引き続き、環境対策事業を民間の運営権者へ移管するまでは、現在の組織形態を維持する。

(2) 組織体制の整備

第5期中期目標期間において、組織の再編合理化を進めるにあたっては、各事業（再開発整備、住宅防音工事補助、移転補償、緑地造成）の業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職員が課の垣根を越えて工事等に関し相互にアドバイスを行う等、専門知識や技術力の有機的な連携を行うとともに、今後の業務の見込みも見据えた効率的な組織体制を構築するため、各課の所掌や専門職員の配置の見直しを行った。また、人員不足の懸念を増員や新たな超過勤務を発生させることなく柔軟に解決するなど、効率的な事業執行を図るための見直しを行ってきたところ。今後、環境対策事業を民間の運営権者へ移管するまでは、各事業の成果を最大化するため、人材の確保・育成、技術の継承を図る。

(3) 円滑な事業承継

実施方針に定められた運営権者の行う事業の一つである環境対策事業については、専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の民間の運営権者による円滑な業務の実施を確保する必要がある。機構は大阪国際空港の区域見直しに伴う対応や、大阪国際事業本部の廃止を経験しており、こうした経験等も活かし、民間の運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

1. 業務運営体制の整備

(1) 管理運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、理事長のリーダーシップのもと、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努めていく。

(2) 内部統制の向上

事業運営に必要な専門能力及び知識を有する人材を確保するため、機構は、国・県・市からの出向職員で構成されている。これらの者は、必ずしも機構の役割や運営方針等を理解している訳ではないため、業務の円滑な遂行及び成果の最大化を図るため、常に新たな職員に対して教育する必要がある。改正通則法を踏まえ、平成27年度に内部統制システムを整備し、平成30年度計画から「内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく」という目標を掲げ、全職員が個々の業務プロセスの可視化や潜在的リスクの把握を日常業務の中で継続的に努め、内部統制の不備の点検及び解消を図ってきた。

上記取組に努めてきた結果、各業務のPDCAサイクルが改善され、潜在的リスクに係る具体的な対応策を完成させるなど、令和3事業年度計画に定めた「適切

な内部統制の実施」により、規程やマニュアルなどの整備等を行った。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」等を踏まえ、引き続き、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めていく。

（3）情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報漏洩の防止については、リスク管理表に項目を掲げ、不正がないよう管理し、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

2. 財務内容の改善

（1）保有資産の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」等を踏まえ、引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

（2）自己収入の増大

再開発整備事業における事業の健全性を確保するため、引き続き、賃借人の経営状況の把握に努め、賃貸料の滞納や退去のリスクに備えて業務を実施し、保有資産の適切な維持管理及び資産価値の維持を図る等、これまでの取組を適切に実施していく。

（3）官民競争入札等の導入

機構が担う空港周辺の環境対策事業については、民間運営権者への移管を予定しているため、移管するまでの間は引き続き機構において適切に実施していく。

（4）調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監

視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

（５）給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

（６）中期計画予算の作成

引き続き、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、各事業において予算、収支計画及び資金計画を適切に作成し、健全な財務体質の維持を図る。

上記１（１）～２（６）のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。